

## 令和6年度「高知観光 official」Instagram および TikTok 運用委託業務仕様書

### 1 委託業務の名称

令和6年度「高知観光 official」Instagram および TikTok 運用委託業務

### 2 委託業務の目的

本県では、観光キャンペーン「どっぶり高知旅キャンペーン」を展開して、歴史・食・自然といった地域の魅力を最大限に活用するとともに、従来の主たる観光客層に加え、女性や若年層にも効果的にリーチできるようプロモーションを打ち出すこととしている。

本業務は、高知観光 official の公式 SNS アカウントを活用した戦略的な情報発信を行うことにより、本キャンペーンや本県に関する日本全国からの興味関心と訪問意欲を高めることで、多くの誘客につなげるとともに、持続可能な観光振興につなげることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 業務の方針

#### (1) コンセプト

運用のコンセプトは以下のとおり。

- ・高知県の観光に係るあらゆる素材（歴史・食・自然など）を紹介し、訪れたいと思わせる魅力を発信するほか、実際に訪れたときに参考となる情報を提供する。
- ・いわゆる有名観光地や施設だけではなく、各地域の観光協会等が実施しているガイドツアーや体験メニューなどソフト面の観光素材も紹介する（例は別紙のとおり）。
- ・原則的に本県への観光誘客に繋げるため、イベントや季節物の素材はシーズン前に広報することとする。ただし即時誘客に繋がらないとしても、中長期的に本県のイメージアップにつながるような投稿も行うこととする。

#### (2) ターゲット

- ・県外在住者の本県誘客を主な目的とする。ただし県内在住者の周遊促進も目的に含まれる。
- ・全国の幅広い年齢、趣味嗜好を持つ層を対象に情報発信を行うことを基本とするが、特に女性や若年層、本県に宿泊旅行をする可能性の高い県外在住者をコアターゲットとする。

### 5 対象 SNS アカウント

運用対象の SNS は Instagram とする。

(1) Instagram : アカウント名「@naturallykochi」

(2) TikTok : アカウント名「@naturallykochi」※アカウント未作成のため予定

## 6 基本的な運用方針

7で記載する業務目標を達成するため、年間を通じて公式 SNS アカウントからの定期的な情報発信とアカウントの活性化に資する施策を行うこととする。業務目標の達成に向けては、一時的な成果（フォロワー数やインプレッション数の増加など）を目指した策を講じるのではなく、観光誘客の促進につなげるとともに、中長期的な観点から本県への興味・関心を高め、効率的かつ効果的な施策を検討すること。

## 7 業務内容

### (1) 投稿コンテンツ制作

各 SNS アカウントで投稿するコンテンツを制作し、定期的に情報発信を行う。

- ・高知県が観光面で持つ強みや弱み、独自性、及び過去の投稿に関する反応を分析し、コンテンツを制作すること。
- ・イベント情報等の発注者から提供する情報および受注者で収集した情報をもとに、「2 業務委託の目的」に沿った投稿案（静止画および動画）を受注者で検討したうえで、発注者と受注者による企画会議を月1回程度行うこと。また、受注者は分析資料を作成し、企画会議で効果的な提案をすること。
- ・投稿コンテンツは現地取材を最大限行うこととし、各 SNS 発信に適した高知県内の情報を収集できる体制を整えること。
- ・コンテンツに使用する画像等は原則として本業務の中で撮り下ろすものとし、記事等は書き下ろすものとする。投稿コンテンツは、発注者および高知県またはどっぷり高知旅キャンペーン推進委員会の関連組織が、観光振興を目的とした広報事業(SNS での投稿を含む)で使用することを可とすること。
- ・画像収集について、季節や天候などやむを得ない事情がある場合は、公的機関や民間事業者等からの借用や購入を含む外部調達を可とする。
- ・観光施設を紹介する場合は、必ず事前に施設管理者等の承諾を得ること。
- ・企画会議には企業・団体等の公式 SNS アカウント運用に受託業務として携わった経験を有する者が同席すること。
- ・企画会議において決定した投稿概要（使用する画像、投稿文の方向性、投稿スケジュール等）を基に具体的な投稿案を作成し、発注者の承認を得たうえで公式 SNS アカウントに投稿すること。
- ・記事作成者は企業・団体等の公式 SNS 等、業務としてライティング業務に携わった経験を有するものとする。

### (2) 投稿期間

令和6年6月から令和7年3月までの10ヶ月間とする。

### (3) 投稿作業の実施

#### ア. Instagram

- ・月8回以上（原則週2回）とし、月1回以上は動画投稿、その他はフィード投稿とする。

#### イ. TikTok

- ・月4回以上（原則週1回）の投稿とする。

※投稿回数の原則は上記のとおりだが、ストーリーズ投稿などを行った場合の算定方法につ

いては、委託者と協議の上決定することとする。

(4) 各 SNS アカウントに対するコメント確認の実施

アカウントの投稿に対するコメントへの対応は不要とするが、質問やネガティブな反応がないかを随時確認し、必要に応じて発注者に速やかに報告すること。

(5) 実績報告

本業務により実施した業務内容及び各 SNS アカウントの状況（保存数、リーチ数、フォロワー数、インプレッション数等）について、発注者の指示する方法によりとりまとめ、翌月 7 日（※）までに発注者に報告すること。

※令和 7 年 3 月分は当月末までとする。

## 8 業務目標

(1) 以下の内容を業務目標として設定する。

ア. Instagram（令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月までの 10 カ月間の平均）

- ・ 1 投稿あたりの保存数の平均・・・400 以上
- ・ 1 投稿あたりのリーチ数平均・・・20,000 以上

イ. TikTok（令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月までの 10 カ月間の累計）

- ・ いいね数・・・5 万以上

(2) 業務目標を達成するために投稿の宣伝(広告)を実施することも可とする。

- ・ 実施に必要な経費はすべて本業務の予算の範囲内で行うこと。
- ・ 各 SNS の利用規約やガイドラインを遵守した内容で実施すること。

## 9 その他

(1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) アカウントを活性化するための施策の企画、実施については、発注者と十分な調整のうえ行うこと。

(3) 本業務の達成に必要な一切の経費は受注者の負担とする。

(4) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者と十分な調整を行うこと。

(5) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議し、決定する。